

入園のご案内



施設一覧……………P1

保育園・施設の利用について…………P2～P6

入園調整の基準について……………P6～P8

利用者負担額（保育料）基準額表…P9～P11

利用・入園申込みの手続き……………P12

入園申請書記入例……………P13～P16

個人番号届出票記入例……………P17

保育園Q&A……………P18～P19

入園説明会の予定……………P20

提出物確認一覧表……………P21

村上市役所	こども課	子育て保育室	0254-53-3362 (直通)
	〒958-8501	村上市三之町1番1号	
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	0254-62-3104 (直通)
	〒959-3192	村上市山口444番地	
神林支所	地域振興課	地域福祉室	0254-66-6113 (直通)
	〒959-3492	村上市岩船駅前56番地	
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	0254-72-6887 (直通)
	〒958-0292	村上市岩沢5611番地	
山北支所	地域振興課	地域福祉室	0254-77-3113 (直通)
	〒959-3993	村上市府屋232番地	

●施設一覧●

【保育所】

No.	公私	施設名称	所在地	電話番号	定員	開園時間	受入月齢	土曜	休日	病児
1	公	第一保育園	肴町20番3号	52-3085	90	7:30～18:30	4 か月			
2	公	第二保育園	庄内町9番3号	52-2488	100	7:30～18:30	4 か月			
3	公	岩船保育園	岩船上町7番23号	56-7124	100	7:30～18:30	4 か月			
4	公	瀬波保育園	瀬波中町9番9号	52-4400	110	7:30～18:30	4 か月			
5	公	山辺里保育園	日下1241番地2	53-1541	130	7:30～18:30	4 か月			
6	公	山居町保育園	飯野三丁目15番4号	52-4179	110	7:30～18:30	11か月	◎		
7	公	金屋保育園	金屋2142番地1	62-2355	100	7:30～18:30	4 か月	◎		
8	公	舘腰保育園	下新保325番地	72-1554	80	7:30～18:30	4 か月			
9	公	高南保育園	中原2722番地1	72-1153	60	7:30～18:30	4 か月			
10	公	猿沢保育園	上野630番地	72-1170	80	7:30～18:30	4 か月	◎		
11	公	山北そらいろ 保育園	府屋176番地5	77-2012	90	7:30～18:30	4 か月	◎		
12	公設 民営	あらかわ保育園	坂町1804番地2	62-0015	210	7:00～19:00	4 か月	◎	◎	◎
13	公設 民営	向ヶ丘保育園	小出832番地1	66-8330	140	7:00～19:00	4 か月		◎	◎
14	公設 民営	みのり保育園	北新保1548番地1	66-8370	100	7:00～19:00	4 か月	◎		◎

【幼稚園】

15	私	村上幼稚園	新町2番23号	52-4947	40	7:50～18:00	3 歳			
----	---	-------	---------	---------	----	------------	-----	--	--	--

【幼保連携型認定こども園】

16	私	村上いずみ園	山居町二丁目10番23号	52-4431	1号15 2号36 3号24	7:00～19:00	6 か月	◎		
----	---	--------	--------------	---------	----------------------	------------	------	---	--	--

【小規模保育事業所】

17	私	ゆりかご 保育園	大欠8番12号	53-2575	15	7:30～19:30	3 か月	◎		
18	私	マイマイ 保育園	天神岡438番地	52-6706	10	7:30～18:30	8 か月	◎		
19	私	認可保育園 きらら	松山210番2	53-6648	19	7:30～18:30	3 か月	◎		

【事業所内保育所】

20	私	あんず保育園	猿沢2222番地	60-2222	従業員14 地域 5 (※1)	7:30～18:30	2 か月	◎	◎	
----	---	--------	----------	---------	-----------------------	------------	------	---	---	--

※1 従業員の子どもの定員が14名程度、それ以外の方が利用できる定員（地域枠）が5名程度となります。

●支給認定について●

国の「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもが特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育所等）を利用する場合は、居住する市町村から利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。

市では、申請に基づき認定区分を決定し、「支給認定証」を交付します。

なお、既に支給認定を受けている方については、年度毎に、支給認定継続の適否を確認するために現況届を提出していただきます。

【支給認定区分】

支給認定には3つの区分があり、認定区分に応じて、利用できる施設が決まります。

区分	認定基準		対象	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定		お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	・認定こども園（幼稚園機能部分） ・幼稚園
2号認定	保育認定	満3歳以上児	お子さんが満3歳以上で保護者が「保育の必要性の認定」を受け、保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園（保育園機能部分）
3号認定		満3歳未満児	お子さんが満3歳未満で保護者が「保育の必要性の認定」を受け、保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園（保育園機能部分） ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所

【支給認定の区分により利用できる施設・事業の種類】

区分	施設の種類	内 容	保護者の要件
2号、3号認定（0歳～）	保育所	仕事や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わって、児童を保育する施設	就労等で保育ができない場合
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設	就労等で保育ができない家庭で保育を希望する場合
1号認定（満3歳～）			制限なし
	幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設	制限なし
2号、3号認定（0歳～）	小規模保育事業所・事業所内保育事業所など	少人数での保育を実施する施設	就労等で保育ができない場合

●保育の必要性の認定●

【保育の事由】

保護者が下記のいずれかの事由に該当する場合は、保育認定を受けることができます。

	事 由	説 明
1	就労	家庭外、家庭内就労者で月48時間以上就労することを常態としていること
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと
3	保護者の疾病、障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
4	介護・看護	同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
6	求職活動	継続的に求職活動（就職予定（内定中）、起業の準備を含む。）を行っていること
7	就学・職業訓練	学校、教育施設に在学していること。職業訓練を受けていること。
8	虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること
9	育児休業	育児休業をする場合であって、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合
10	その他	①第1子以降の3歳未満児クラスで既に保育を利用している子どもがいて、第2子以降の子を上記1～9の保育の事由以外で保育している場合 ②社会的養護が必要であると判断された場合

【保育の必要量の区分】

保育の必要量の区分は、保育標準時間と保育短時間の2区分です。
下記に無い区分につきましては、その事由を勘案して認定します。

【保育標準時間認定】

- ・120時間/月以上の就労・就学・職業訓練
- ・保護者の疾病・障がい・介護・看護
- ・妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV

【保育短時間認定】

- ・48～120時間/月未満の就労・就学・職業訓練

施設ごとの利用可能時間帯の設定は以下のとおりです。

施設No. (P 1 施設一覧の番号参照)	保育短時間	保育標準時間
No.1～11 公立保育園	8：00～16：00	7：30～18：30
No.13～14 向ヶ丘保育園・みのり保育園		
No.16 村上いずみ園		
No.17～19 小規模保育事業所		
No.12 あらかわ保育園		7：00～18：00
No.20 あんず保育園	9：00～17：00	7：30～18：30

●支給認定証の有効期間●

支給認定決定後に交付する「支給認定証」は、認定区分や保育の必要性の事由により、有効期間が異なります。

有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効となり、施設の利用ができなくなります。

有効期間満了後も継続して施設の利用を希望する場合は事前にご相談ください。

なお、児童が満3歳の誕生日を迎え、支給認定の事由が就労等の場合には、市が支給認定区分を3号認定から2号認定に切り替えて、新たな支給認定証を交付します。**妊娠・出産、求職活動、育児休業等の場合には手続きが必要です。**

※ 有効期限が過ぎた支給認定証は返還していただきますので、大切に保管してください。)

【1号認定】

小学校就学前まで

【2号認定・3号認定】

保育の必要性の事由	有効期間	
	2号認定（満3歳以上）	3号認定（満3歳未満）
就労 保護者の疾病、障害 介護・看護 災害復旧 虐待・DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日まで
妊娠・出産	出産予定日の8週間前（保護者の心身等の状況により必要とされるとき）から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	出産予定日の8週間前（保護者の心身等の状況により必要とされるとき）から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで、又は満3歳から小学校就学前までのいずれか短い期間	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間
就学・職業訓練	効力発生日から保護者の卒業予定日・修了予定日が属する月の末日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	効力発生日から保護者の卒業予定日・修了予定日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間
育児休業	育児休業が終了する日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	育児休業が終了する日まで、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間
その他	① 2号認定を受けて最初の3月31日を迎えるまでの期間	① 満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日
	② 必要と認められる期間、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	② 必要と認められる期間、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間

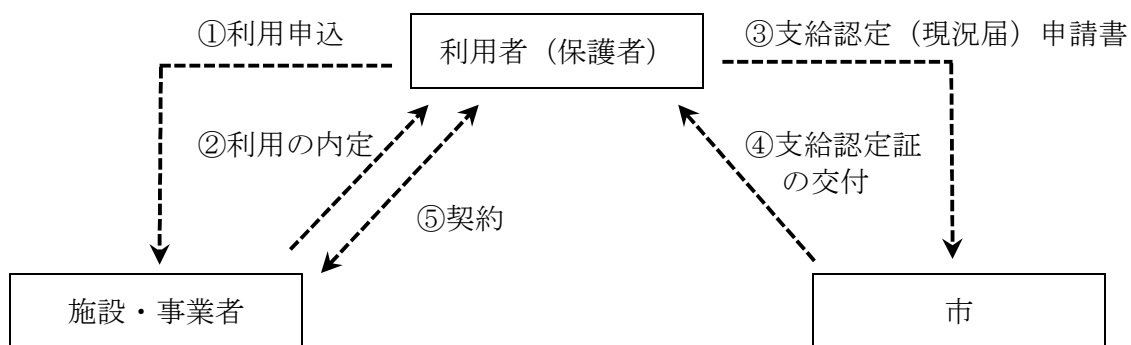
●届出が必要なとき●

保護者や園児の家族の状況等に変更があった場合には、「保育園等施設利用（入園）申請内容変更届、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請及び申請内容変更届」の提出が必要です。

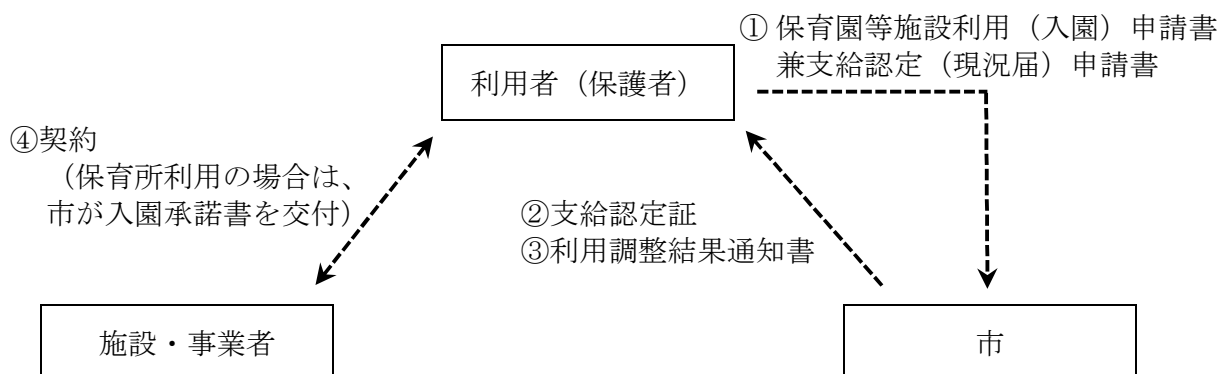
- 1 保育必要性の認定事由が変わったとき（就労→求職等）
- 2 保育認定の方で、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）を変更する場合
- 3 保護者の就労等により、1号（教育）認定者が2号（保育）認定に変更を希望するとき、又はその逆の場合
- 4 支給認定者の住所（転居）、氏名、続柄、連絡先に変更があったとき
- 5 家族状況に変更があったとき
（在宅障害者の状況、生活保護等の状況、家族（支給認定者以外）の変更）
- 6 その他、申請内容の変更があるとき

●入園申込から入園決定までの流れ●

【教育標準時間認定（1号認定）の場合】



【保育認定（2号・3号）の場合】



※広域利用の場合

就労や里帰り出産のため、住民登録は村上市にあるが、村上市外の保育園、認定こども園（保育）に入園を希望する場合は、保育園等施設利用（入園）申請書兼支給認定（現況届）申請書を村上市に提出してください。
村上市と当該市町村とで協議を行いますので、**入園を希望する2ヶ月前まで申請**してください。

※ 支給認定申請書が市に届いてから、1か月以内に支給認定証を交付します。ただし、新年度（4月～）の利用に向けた認定は、一斉受付により認定事務が集中するため、遅れる場合があります。
支給認定証は、支給認定を受けていない方のみ交付します。現況届の場合は、新しい支給認定証は発行しません。

●入園調整・入園承諾の決定について●

【保育認定（2号、3号認定）利用者】

- ① 保育園等施設利用（入園）申請による希望理由、定員の空き状況、保育の必要性の程度を総合的に判断し、市が利用施設を決定
- ② 保育所利用の場合は、市が入園承諾書を送付
（新規入園は、2月上旬ころ、途中入園は、入園を希望する月の前月15日ころ送付予定です。）
認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育所等の場合は、利用施設（事業者）と利用の契約を締結

【教育標準時間認定（1号認定）利用者】

利用施設が入園（利用）決定し、利用施設と利用の契約を締結

●入園調整の基準について●

入園の申込が定員を超過した場合は、**基準指数+調整指数の合計**により、優先順位をつけます。
算出した点数が同じ子どもがあるときは、**優先順位の表**により優先順位を決定します。

【基準指数】

区分		保護者の状況		基準指数
1	家庭外労働 (月48時間以上)	外勤 (正社員、臨時、パート)	7時間以上の就労	10
			6時間以上7時間未満の就労	9
			5時間以上6時間未満の就労	8
			5時間未満の就労	7
		自営業	中心者 7時間以上の就労	10
			6時間以上7時間未満の就労	9
			5時間以上6時間未満の就労	8
			5時間未満の就労	7
		協力者	7時間以上の就労	8
			6時間以上7時間未満の就労	7
			5時間以上6時間未満の就労	6
			5時間未満の就労	5
	家庭内労働 (月48時間以上)	自営業	中心者 7時間以上の就労	9
			6時間以上7時間未満の就労	8
			5時間以上6時間未満の就労	7
			5時間未満の就労	6
		協力者	7時間以上の就労	7
			6時間以上7時間未満の就労	6
			5時間以上6時間未満の就労	5
			5時間未満の就労	4
		内職	7時間以上の就労	6
			5時間以上7時間未満の就労	5
			5時間未満の就労	4

区分		保護者の状況		基準指数
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと		10
3	保護者の疾病・障がい	疾病	1箇月以上の入院若しくは常時寝たきりの状態	10
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合	4
		障がい	重度障がい (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は同程度)	10
			中度障がい (身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級又は同程度)	6
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合	4
4	介護・看護	同居親族	常時付き添いが必要なもの (要介護度4・5程度以上)	10
			常時ではないが保育困難なもの (要介護度2・3程度)	7
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合		4
5	災害復旧	災害の復旧に当たっている場合		10
6	求職活動	継続的に求職活動を行っている状態（就職予定（内定中）を含む）		2
7	就学・職業訓練	職業訓練施設・大学・専門学校等への通学		8
8	虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある、又は配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると関係機関から認められる場合		10
9	育児休業	育児休業をする場合であって、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合		0
10	その他	第1子以降の3歳未満児クラスで既に保育を利用している子どもがいて、第2子以降の子を上記1～9の保育の事由以外で保育している場合		0
		社会的養護が必要であると判断された場合		10

父及び母の状況について、それぞれ当てはまる基準指数を合算する。
ひとり親世帯は、当てはまる基準指数を2倍する。

【調整指数】

区分	保護者の状況	基準指数
世帯の状況	ひとり親世帯	+8
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童又は特別児童扶養手当を受給している児童が利用する場合	+5
	生活保護世帯（就労により自立支援が図られる場合）	+4
	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として市内に就労又は就労予定の場合	+10
	申込みの兄弟姉妹が現に利用している場合	+3
	育児休業を取得しており、復帰する場合	育児休業 復帰後の 就労時間の 基本指数

区分	保護者の状況		基準指数
保育状況	父と母が別の住所に居住している場合		+2
	健康状態が良好で、保育可能な65歳未満で未就労の祖父母等との同居		-3
	小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園児		+10
	認可外保育施設の認可移行後の同施設への継続入園		+5
	専門機関等から集団保育の必要があると判断されたもの		+2
	入園が保留されていた場合	6 箇月以上	+3
		3 箇月以上 6 箇月未満	+2
		3 箇月未満	+1

【優先順位】

順位	区 分
1	社会的養護が必要であると判断された場合
2	両親が不存在（死亡、拘禁、生死不明）の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合
3	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するひとり親世帯
4	残業及び通勤時間等の拘束時間の長短
5	保育協力者（近隣に在住する祖父母等）の有無
6	利用申請時に保育料の未納の有無

●利用者負担額（保育料）等●

3歳児クラスから5歳児クラス及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料は無料となります。

3歳未満児クラスの利用者負担額（保育料）基準額は、国が示す基準額を基に、保護者の負担軽減に配慮し、市が独自の基準額を定めています。

生計を一にする子どもを3人以上養育する世帯については、年齢制限を設けずに第2子目の保育料が半額に、第3子目以降の保育料が無料となります。（村上市の多子軽減制度）

利用者負担額の算定は、児童の年齢と、児童の父母の市町村民税所得割額の合計額により行いますが、父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者（生計中心者）と判断される時は、父母以外の保護者（家計の主宰者）の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。

利用者負担額（保育料）の他に、実費分をご負担いただきます。
 公立施設の給食費（5,500円/月）は保護者の負担となります。ただし、年収360万未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、給食費のうち副食費（4,500円/月）が免除されます。

（私立の施設では施設が給食費の金額を決定しますので、詳しくは利用施設にお尋ねください。）

【納入方法と納入時期】

施設種類	納入方法	納入時期
公立保育園	口座振替	毎月26日（金融機関休業日及び休日の場合は翌営業日）
私立の施設・事業者	施設が決める納入方法・納入期日	

令和元年10月分から

3歳児から5歳児クラスまでの子どもの保育料が無償化となりました。

※3歳未満児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもについても無償化となります。

令和8年度 村上市利用者負担額(保育料)基準額表

3歳未満児クラス

令和8年4月1日現在(単位:円)

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)		3歳未満児クラス	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯、里親		0	0
B	非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0
		それ以外	0	0
C1	所得割非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	3,500	3,400
		それ以外	8,000	7,800
C2	12,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,000	3,900
		それ以外	9,000	8,800
C3	12,600 円以上 24,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,500	4,400
		それ以外	10,000	9,800
C4	24,600 円以上 36,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,000	4,900
		それ以外	11,000	10,800
C5	36,600 円以上 48,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,500	5,350
		それ以外	12,000	11,700
D1	市町村民税所得割課税世帯 48,600 円以上 61,000 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	7,000	6,850
		それ以外	14,000	13,700
D2	61,000 円以上 73,000 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,000	7,850
		それ以外	16,000	15,700
D3	73,000 円以上 77,101 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	9,000	9,000
		それ以外	19,000	18,600
D4	77,101 円以上 85,000 円未満		19,000	18,600
D5	85,000 円以上 97,000 円未満		22,000	21,600
D6	97,000 円以上 121,000 円未満		27,000	26,500
D7	121,000 円以上 145,000 円未満		31,000	30,400
D8	145,000 円以上 169,000 円未満		35,000	34,400
D9	169,000 円以上 213,000 円未満		38,000	37,300
D10	213,000 円以上 257,000 円未満		42,000	41,200
D11	257,000 円以上 301,000 円未満		45,000	44,200
D12	301,000 円以上 397,000 円未満		48,000	47,100
	397,000 円以上		51,000	50,100

◆令和8年度の副食費の算定について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。
基準となる市町村民税額は、寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

◆村上市における令和8年度の給食費無償化の取組について◆

長引く物価高騰により、保育園や幼稚園に通う児童の保護者への支援として、給食費を補助することといたしました。

【3歳未満児クラスの児童について】

令和8年4月から令和9年3月分(12か月)に支払った保育料のうち、給食費相当額分を給付します。

※給付については、令和9年3月31日までに利用施設に納めた分が対象になります。

※対象の方には申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、利用施設へ提出してください。

保育料の軽減制度について(0・1・2歳児)

◎生計を一にする養育している子どもが複数いる場合、3歳未満児クラスの保育料については、以下のとおり多子軽減制度が適用されます。

(1) ひとり親世帯・障害児(者)のいる世帯等の場合

・所得割額の合計額が77,101円未満の場合は、生計を一にする子の第2子以降は無料となります。

(2) (1)以外の世帯の場合

・所得割額の合計額が57,700円未満の場合は、生計を一にする子の第2子が半額、第3子以降は無料となります。

・所得割額の合計額が57,700円以上の場合は、小学校就学前の施設を利用している子どものうち最年長の子どもを1人目とし、次の子どもを2人目、以降を3人目以降と数え、2人目が半額、3人目以降は無料となります。

(3) 村上市の多子軽減制度

・生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯については、年齢制限を設けずに、第2子が半額、第3子以降は無料となります。

その他注意事項について

・保育料の軽減は、村上市が利用者負担額を決定する施設(公立保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)をご利用の方が対象となります。

副食費について

3歳児以上児クラス

◎保育料の無償化に伴い、3歳以上児クラスのお子さんについては、**副食費**(おかず、おやつ等)などは保護者の負担となります。公立保育園に通われるお子さんについては**4,500円を負担していただきます**。私立の施設に通われているお子さんの副食費については、通園している施設へご確認ください。

※3歳未満児クラスのお子さんについては副食費を別途負担する必要はありません。

◎副食費については、保育料の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【3歳以上児クラス】

父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		◎	◎	◎
非課税世帯				
所得割非課税世帯				
所得割課税世帯	12,600円未満			
	12,600円以上24,600円未満			
	24,600円以上36,600円未満			
	36,600円以上48,600円未満			
	48,600円以上57,700円未満			
48,600円以上77,101円未満の要保護世帯				
57,700円以上		×	×	

◎免除対象 ×免除対象外

◆令和8年度の副食費の算定について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。基準となる市町村民税額は、寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により決定します。

◆村上市における令和8年度の給食費無償化の取組について◆

長引く物価高騰により、保育園や幼稚園に通う児童の保護者への支援として、給食費を補助することといたしました。

【3歳以上児クラスの児童について】

- ・公立保育園に通う3歳以上児：令和8年4月から令和9年3月分の給食費を無償化します。(納付の必要はありません)
- ・私立の保育施設に通う3歳以上児：令和8年4月から令和9年3月分の給食費を市から施設へ支払い、無償化します。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度					市の軽減制度 (生計を一にする養育する 子が3人以上)
	保育認定【3歳以上児クラス】					
	要保護世帯等(※1)			左以外の場合		区分なし
市町村民税 の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課税 または所得割の合 計額が48,600円 未満の場合	所得割の合計額 が48,600円以上 77,101円未満の 場合	所得割の合計額 が57,700円未満 の場合	所得割の合計額が 57,700円以上 の場合	
小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校就学前					対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。

副食費について

1号認定

◎保育料の無償化にあたり、副食費(おかず、おやつ等)については、保護者の負担が増えないよう以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【1号認定】

父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		◎	◎	◎
非課税世帯				
所得割非課税世帯				
所得割課税世帯	77,100円 以下			
	77,101円 以上	×	×	

◎免除対象 ×免除対象外

◆令和8年度の副食費の算定について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は、寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により決定します。

◆村上市における令和8年度の給食費無償化の取組について◆

長引く物価高騰により、保育園や幼稚園に通う児童の保護者への支援として、給食費を補助することといたしました。

【1号認定の児童について】

令和8年4月から令和9年3月分の給食費を市から施設へ支払い、無償化します。(納付の必要はありません)

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度				市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)
	教育標準時間認定【1号認定】				
	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,101円以上の場合	対象
小学校4年生以上	対象	対象	対象	カウントの対象外	
小学校3年生以下				対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)

●利用・入園申込みの手続き●

【受付期間と受付場所】

◎ 4月入園・・・令和8年4月1日入園の場合

施設種類	認定区分	受付期間	受付場所
公立保育園	2号、3号 認定	令和7年11月4日（火） から11月17日（月）まで	村上市役所 こども課 子育て保育室 各支所 地域振興課 地域福祉室 各保育園
私立施設・ 事業者	1号認定	令和7年11月4日（火） から11月17日（月）まで	施設（村上幼稚園・村上いずみ園）
	2号、3号 認定	令和7年11月4日（火） から11月17日（月）まで	村上市役所 こども課 子育て保育室 各支所 地域振興課 地域福祉室 各保育園

※ 1号認定の利用申込に関する書類は、入園を希望する施設に提出してください。

◎ 途中入園・・・各月初日入園の場合

途中入園は原則として、各月1日入園です。保育園を退園する場合も原則として末日退園です。

施設種類	認定区分	受付期間	受付場所
公立保育園	2号、3号 認定	入園を希望する月の 前々月初日まで	村上市役所 こども課 子育て保育室 各支所 地域振興課 地域福祉室
私立施設・ 事業者	1号認定	施設の決めた期間	施設（村上幼稚園・村上いずみ園）
	2号、3号 認定	入園を希望する月の 前々月初日まで	村上市役所 こども課 子育て保育室 各支所 地域振興課 地域福祉室

【申し込みに必要な書類】

●教育標準時間認定・保育認定 共通

- ① 保育園等施設利用（入園）申請書 兼 支給認定（現況届）申請書
- ② 個人番号届出票
- ③ 申請者の個人番号と身分を証明できるものの写し

●保育認定を希望する人（該当する書類いずれか）

保育の事由	添 付 書 類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の表紙と出産予定日が記載されたページの写し
保護者の疾病、障がい	診断書、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
介護・看護	診断書又は介護保険証の写し
災害復旧	罹災証明書の写し
求職活動	求職活動報告書又は内定通知書の写し
就学・職業訓練	在学証明書、合格通知書の写し又は受講証明書
育児休業	就労証明書（育児休業の期間、復職予定日及び育児のための短時間勤務制度利用の有無が記載されたもの）

記入例

保育園等施設利用（入園）申請書 兼 施設型給付費・地域型給付費の申請書

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る支給認定を申請します。
また、併せて施設利用（入園）について申請いたします。

申 込 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

支給認定	申請区分	☒ 新規申請（初めて支給認定申請をする） ・ ☐ 現況届（現に支給認定を受けている）		
	保育の希望の有無	無（1号認定） 認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合 (有) (2、3号認定) 保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業）においてを希望する場合。（2ページの「保育の判定基準」に該当する方が選択できます。）		
保護者	現住所	〒 958-8501 村上市三之町1番1号	令和7/1/1 現在の住所	同左（又は〇〇市〇〇町〇番〇号）
	ふりがな	むらかみ たろう	令和8/1/1 現在の住所	同左（又は〇〇市〇〇町〇番〇号）
保護者	氏 名	村 上 太 郎	電 話	自 宅 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
			携 帯 等	（保護者①携帯） 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			携 帯 等	（保護者②携帯） 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
区分	続柄	氏名	生年月日（ 歳）	勤務先・学校・幼稚園・保育園等
申請児童	ふりがな	むら かみ じ ろう	令和8年4月1日時点 （ 4 歳）	
	本人	村 上 二 郎	平 〇 年 〇 月 〇 日	
申請児童と同居の家族	保護者①	村 上 太 郎	昭・平（ 〇〇 歳） 〇 年 〇 月 〇 日	〇〇株式会社
	保護者②	村 上 花 子	昭・平（ 〇〇 歳） 〇 年 〇 月 〇 日	〇〇商店 別居 △△市〇〇町〇-〇
	兄	村 上 鮭 太 郎	大・昭・平・令（ 〇〇 歳） 〇 年 〇 月 〇 日	〇〇大学 別居 △△市〇〇町〇-〇
	姉	村 上 鮭 子	大・昭・平・令（ 〇 歳） 〇 年 〇 月 〇 日	こども幼稚園
	祖父	朝 日 昇	大・昭・平・令（ 〇〇 歳） 〇 年 〇 月 〇 日	曾祖母の介護
	曾祖母	朝 日 杉 子	大・昭・平・令（ 〇〇 歳） 〇 年 〇 月 〇 日	療養中
施設を利用する期間		利用を希望する施設名と希望理由		
令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで		第一希望 山辺里保育園 (理由) 自宅から近い	第二希望 山居町保育園 (理由) 勤務先に近い	第三希望 猿沢保育園 (理由) 母の実家に近い
その他確認事項	在宅障害者の状況（有・無）	所持している手帳名等		生活保護等の状況（有・無）
	障害児（者）名 (村 上 鮭 子)	☐ 身体障害者手帳 ☒ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者		開始年月日 年 月

《記入上の注意》

●記入漏れがないように確認をお願いします。

●『支給認定』欄

◇「新規申請・現況届」の別
これまで施設の利用をしたことがなくても、支給認定を受けたことがある場合は「現況届」の四角にチェック☑を入れてください。
継続利用の場合は「現況届」になります。

◇「保育の希望の有無」

既に支給認定を受けている場合は、現に認定を受けている号（1号または2、3号）が該当する方を○で囲んでください。認定内容は交付済みの支給認定証でご確認ください。

（注）支給認定内容を変更する場合（下記例）は、別に届出が必要です。申し出てください。

★1号認定から2号認定（その逆）に変更する場合

★保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）や保育を必要とする事由の変更

●現住所には、申請日時点の住民基本台帳の住所を記入してください。転入予定の方は現住所のほか、転入先の住所も記入してください。

例：「令和8年4月1日 村上市〇〇〇に転入予定」

●『保護者』欄には代表者の氏名を記入してください。

●『申請児童と同居の家族』欄

◇保護者①には上記『保護者』の氏名を記入してください。

◇世帯分離をしている家族も全員記入してください。

（生年月日や勤務先の欄も必ず全員分記入してください）

◇申請児童と保護者が別居している場合は、勤務先名の後に「別居」と記載し、現住所を記入してください。

◇申請児童の兄弟が別に生活していて、且つ保護者が現に監護している時は、その兄弟についても「申請児童の世帯員」欄に記載し、勤務先・学校名の後に「別居」と記入のうえ、現住所地を記入してください。

●在宅障害者の状況で「有」の場合

右欄の所持している手帳名等にチェックを付け、その手帳等のコピーを提出してください。

●生活保護等の状況とは

生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている世帯です。

●『令和8/1/1現在の住所』欄

令和8年1月1日以前に申請書を提出する方は記載不要です。

●利用を希望する施設が4つ以上あり、欄に収まらない場合、欄外余白に書いてください。

● 保育の必要性の認定とは ●

保育園は、保護者が仕事や病気等で保育を必要としている家庭に対し、市が就労時間や家庭状況に応じた保育時間等の認定を行います。

● 保育の判定基準 ●

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

(1)	就労	家庭外、家庭内就労者で月48時間以上労働することを常態としていること
(2)	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと（産後8週）
(3)	疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
(4)	介護・看護	同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること
(5)	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
(6)	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること
(7)	就学・職業訓練	学校、教育施設に在学していること。職業訓練を受けていること。
(8)	虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること
(9)	育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
(10)	その他	第1子以降の3歳未満児クラスで既に保育を利用している子どもがいて、第2子以降の子を上記1～9の保育の事由以外で保育している場合 社会的養護が必要であると判断された場合

● 保育の利用時間 ●

保護者がそれぞれ月に就労する時間により、保育園を利用できる時間が違います。

保育利用時間区分	利用可能時間	保護者がそれぞれ一月に就労する時間
保育標準時間	一日 11時間以内	月 おおむね120時間程度を超える場合
保育短時間	一日 8時間以内	月 おおむね48時間以上 120時間未満

● 児童の状況 ●

◆現在の保育状況

- ☐ 保護者が保育
☐ 祖父母が保育
☐ 他人が保育
☐ 職場につれていく
☐ 一時預かりを利用
☒ 在園中（ 山辺里 保育園）
☐ その他（ ）

◆現在の健康状況

- ☐ 良い
☒ 普通
☐ 弱い→持病 ☐ 無
☐ 有

病名：

◆集団保育にあたり配慮が必要なことを記入してください。

- 食物アレルギー ☐ 無 ☒ 有 { 鶏卵アレルギー }
 行動面 ☐ 無 ☒ 有 { }
 健康面 ☒ 無 ☐ 有 { }

その他(下記に記入してください)

少し多動傾向なのが気になっており、月に1回ことばとこころの相談室に通っています。

◆今まで利用したことがあるものに☑を入れてください

- ☐ 発達外来
☐ こども発達支援所はる
☐ 療育相談
☒ 村上市ことばとこころの相談室
☐ その他（ ）

お子さんの様子について、事前に面談・聞き取りを行う場合があります。
ご了承ください。

4月1日(途中入園希望者は希望する月)の保護者の状況

● 保護者①の状況 ●		● 保護者②の状況 ●		● 保護者の就労時間 ●	
基 準	☒ 就労 ☐ 介護・看護 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 妊娠・出産 ☐ 災害復旧 ☐ 虐待・DV ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 求職活動 ☒ 育児休業 ☐ その他 ()	☒ 就労 ☐ 介護・看護 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 妊娠・出産 ☐ 災害復旧 ☐ 虐待・DV ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()	◆保護者①の就労時間◆ ◆保護者②の就労時間◆ 【保護者の就労時間】 (保育認定希望者のみ記入) 就労証明書の証明内容にあわせてご記入ください。		
	就 労 ☒ 家庭外労働 ☐ その他 ()	就 労 ☒ 家庭外労働 ☐ その他 ()	就 学 ☐ (学校名:)		
不 存	【育児休業明けに職場復帰する場合】 育児休業明けで申し込む場合は、基準の就労と育児休業にチェックを付けたうえで、職場復帰と育児休業期間の両方に日付を記入してください。		就 学 ☐ (学校名:)		
出 産	・出産予定日 (年 月 日) ・職場復帰 (令和8年 4月 16日) ・育児休業期間 (令和8年 4月 15日まで)		【希望保育時間】 (保育認定希望者のみ記入) 希望する区分にチェックをつけてください。 ただし、保育標準時間を希望された方でも、父母の就労時間が基準に満たない場合は、保育短時間で支給認定させていただくことがあります。		
疾 病 負 傷 障 害	・病名、障害名 () ・障害者手帳の有無 ☐ 無 ☐ 有 ・状況 ☐ 入院 ☐ 自宅療養 ☐ 通院・通所		・病名、障害名 () ・障害者手帳の有無 ☐ 無 ☐ 有 ・状況 ☐ 入院 ☐ 自宅療養 ☐ 通院・通所		
介 護 看 護	・被介護(看護)者氏名 () ・同居の別 ☐ 同居 ☐ 別居 ・病名、障害名 () ・障害者手帳の有無 ☐ 無 ☐ 有 (級) ・状況 ☐ 要介護 (介護度 度) ☐ 要支援 ☐ その他 () ☐ 通院・通所 (月・週 回)		・被介護(看護)者氏名 () ・同居の別 ☐ 同居 ☐ 別居 ・病名、障害名 () ・障害者手帳の有無 ☐ 無 ☐ 有 (級) ・状況 ☐ 要介護 (介護度 度) ☐ 要支援 ☐ その他 () ☐ 通院・通所 (月・週 回)		
求 職 中	・内定 ☐ 無 ☐ 有		・内定 ☐ 無 ☐ 有		

● 希望保育時間 ●	
☒ 保育標準時間(最長11時間)	☐ 保育短時間(最長8時間)
※ 希望する保育時間にチェックをつけてください。	

● 保育料算定に関する確認事項 ●	
状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、担当課に一世帯者・生計同一者を含む住民基本台帳・課税・福祉データを。閲覧に承諾する場合は、同一世帯者・生計同一者すべての方について承諾することを必ず確認してください。 保育料・利用者負担額算定に必要な書類を別途依頼する場合があります。閲覧について承諾がなく、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出もないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。	
☒ 上記について、承諾します	

● 児童と別の住所に住んでいる祖父母の状況 ●		
	祖父(保護者①の親)	祖母(保護者①の親)
氏名	(才)	(才)
住所		
保 育 判 定 基 準	() ☐ 無職 ☐ 不存在	() ☐ 無職 ☒ 不存在
	祖父(保護者②の親)	祖母(保護者②の親)
氏名	(才)	(才)
住所		
保 育 判 定 基 準	() ☐ 無職 ☒ 不存在	() ☐ 無職 ☒ 不存在

※ 保育判定基準は2ページの保育の判定基準から当てはまるものを選択し、()内に数字を記入してください。

※保育所利用料及び保育園副食費が未納となった場合、児童手当での納付に同意される方は下記を記入してください。

【児童手当に係る保育所利用料及び保育園副食費の徴収に関する申出書】

私は、保育所利用料(過年度分)及び保育園副食費(現年度分・過年度分)の支払いに未納がある場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、村上市長から支給を受ける児童手当から、児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

児童手当受給者氏名 村上 太郎

児 童 の 氏 名 村上 二郎

個人番号（マイナンバー）届出票

記入

※「入園申請書」の保護者欄と同じ人を申請者としてください

ふ り が な 申請者 氏名	入園児童 との続柄	個 人 番 号											
むらかみ たろう 村上 太郎	父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
申請者提出の身分証明書の写し（いずれかにチェックをいれてください）													
☐ 個人番号カードの写し ☒ 個人番号通知カードの写し（※） + 運転免許証（又はパスポート）の写し ☐ 住民票の写し（個人番号記載のもの） + 運転免許証（又はパスポート）の写し													

番号確認 チェック欄

（※） 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは、正しく変更手続きがとられている場合に限りです

ふ り が な 同居世帯員氏名	入園児童 との続柄	個 人 番 号											
むらかみ じろう 村上 二郎	本人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3
むらかみ はなこ 村上 花子	母	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4
むらかみ さけたろう 村上 鮭太郎	兄	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	5
むらかみ さけこ 村上 鮭子	姉	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	6
あさひ のぼる 朝日 昇	祖父	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	7
あさひ すぎこ 朝日 杉子	曾祖母	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	8

番号確認 チェック欄

★生計を一にする子どもが別居している場合にも、記入をおねがいします。

ほいくえん Q&A



Q1 4月以降の年度途中入園の申込みはどこに申し込めばいいですか？
また、入れるかどうかはいつ分かりますか？

A1 年度途中入園の場合、市役所こども課、各支所地域振興課で受け付けます。
入園を希望した月の前月15日までに入園できるかどうかを決定し、お知らせします。

Q2 居住地の地区外の保育園でも希望できますか？

A2 希望は可能です。希望する理由をわかりやすくご記入ください。

Q3 申請時の家族構成や内容に変更があった場合はどうすればよいですか？
保育料はどうなりますか？

A3 家族の状況に変更があった場合（申請児童本人や同居家族の氏名、住所の変更、保護者の変更、転出、障害者手帳・療育手帳等の取得等）は、「保護者・園児等異動届」を、また、保育を必要とする事由に変更があった場合には、「支給認定変更申請書」等を速やかに提出していただく必要があります。
保育料に変更が生じた場合は、上記書類を提出していただいた月の翌月分からの変更となります。

Q4 ならし保育ってなんですか？

A4 保育園に初めて入園するお子さんに、無理なく集団生活に慣れてもらうために、保育時間を短い時間から少しずつ長くしていく保育です。その期間は1週間～3週間くらいで、保育園やお子さんの様子により、多少の違いがあります。

Q5 保育園がどんなところなのか知りたいのですが、見学はできますか？

A5 保育園の見学は可能です。ただし、行事などによっては対応ができない日もありますので、見学を希望する保育園に事前に連絡をしてください。

Q6 支給認定証って何ですか？
支給認定証が交付されたら、保育園に入れるということですか？

A6 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の施設）を利用した場合に、国・県・市が給付費を支払いますという証明で、入園決定とは異なります。
入園決定については、各施設の入園調整後に「利用調整結果通知書」または「保育園入園承諾書」でお知らせします。

Q7 就労証明書の提出が11月17日に間に合いません。どうすれば良いですか？

A7 就労証明書以外の書類を、11月17日までに提出してください。
11月28日までに就労証明書を提出していただいた場合は、11月17日までの受付として取り扱います。
就労証明書の提出が12月1日以降になった場合は、就労証明書を提出した日を受付日として取り扱います。

Q8 マイナンバーカードがない場合はどうすれば良いですか？

A8 マイナンバーカードがない場合は、個人番号通知カード(※)の写しと運転免許証などの本人を証明できる身分証明書の写し、または個人番号が記載された住民票の写し(原本)と身分証明書の写しの提出で代用できます。

※ 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは、正しく変更手続きがとられている場合に限りです

Q9 求職活動中なのですが、保育園の申込みはできますか？

A9 求職活動中であっても、保育園の入園申込みは可能です。
求職活動中であることを理由とした保育認定を受けてください。
認定期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な場合には、再度認定申請することもできます。

Q10 入園後に妊娠・出産した時、下の子の育児休業中は保育園を利用できますか？

A10 引き続き入園が可能です。
なお、緊急性のある方が入園を必要とする場合は、育児休業中の方に限らず調整をご相談させていただきます。

Q11 現在入園を希望する子の育児休業中です。4月入園の申請はできますか？

A11 4月入園申請については、ならし保育を考慮し5月15日までに職場復帰する方が申込みできます。5月16日以降に職場復帰する方については、5月入園の申込みができます。4月1日に入園し、5月15日までに職場復帰しなかった場合には、原則退園していただきます。

Q12 入園申請書の訂正について

A12 訂正する場合は、修正テープや修正液は使わず、訂正箇所にも二重線を引き、正しい内容を追記してください。

Q13 就労証明書の訂正について

A13 修正テープや修正液が使われた証明書は無効です。訂正する場合は、事業者が訂正箇所に二重線を引き、正しい内容を追記してください。事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法の罪に問われる場合があります。虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。



●入園説明会の予定●

入園決定後、各園で「入園説明会」を行い、入園についての詳しい説明をします。

入園するお子さんと一緒にご参加ください。

※詳しいご案内は後日差し上げます。



	保育園名	日にち	受付時間	開始時間
村上地域	第一保育園	2月13日(金)	13:15～	13:30～
	第二保育園	2月13日(金)	13:00～	13:15～
	岩船保育園	2月13日(金)	13:00～	13:15～
	瀬波保育園	2月13日(金)	13:00～	13:15～
	山辺里保育園	2月13日(金)	13:15～	13:40～
	山居町保育園	2月13日(金)	13:00～	13:15～
荒川地域	金屋保育園	2月13日(金)	13:00～	13:15～
	あらかわ保育園	2月7日(土)	9:00～	9:30～
神林地域	向ヶ丘保育園	2月14日(土)	9:45～	10:00～
	みのり保育園	2月14日(土)	9:45～	10:00～
朝日地域	館腰保育園	2月20日(金)	13:30～	13:40～
	高南保育園	2月20日(金)	13:00～	13:15～
	猿沢保育園	2月20日(金)	13:15～	13:30～
山北地域	山北そらいろ保育園	2月18日(水)	15:20～	15:30～
認定 こども園	村上いずみ園	2月10日(火)	13:30～	13:45～
地域型 保育	ゆりかご保育園	3月3日(火)	15:45～	16:00～
	マイマイ保育園	2月14日(土)	9:45～	10:00～
	認可保育園きらら	2月21日(土)	9:15～	9:30～
	あんず保育園	随時(予約制)	9:50～	10:00～

《提出前の最終確認について》

①保育園等施設利用(入園)申請書	
☐	記入漏れはありませんか
☐	1ページ下段在宅障害者の状況(有無)欄にも○をつけましたか
☐	→有の場合は、証明できる書類(手帳の写しなど)の提出をお願いします。
☐	1ページ下段生活保護の状況(有無)欄にも○をつけましたか

②父母の保育ができない理由に応じた証明書(いずれかを添付) (認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合は不要です)	
☐	「就労」の場合は、就労証明書
☐	「妊娠、出産」の場合は、母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
☐	「疾病、障がい」の場合は、疾病の診断書、障がい者手帳の写し等
☐	「介護」の場合は、介護保険被保険者証の写し
☐	「求職活動」の場合は、求職活動報告書
☐	「就学」の場合は、生徒手帳の写し等
☐	「職業訓練」の場合は、受講していることが分かる書類の写し
☐	「育児休業」の場合は、育児休業の取得期間が分かる書類の写し又は就労証明書

③個人番号(マイナンバー)届出票	
☐	記入漏れはありませんか
☐	保護者欄は、「保育園等施設利用(入園)申請書」に記入した保護者と同じ氏名を記入しましたか？
☐	下記いずれかを添付してください(保護者の分のみ)
	1. 個人番号カードの写し(裏表両方の写し)
	2. 個人番号通知カードの写し+運転免許証(又はパスポート)の写し
	3. 個人番号が記載された住民票の写し(原本)+運転免許証(又はパスポート)の写し
	※運転免許証又はパスポートが無い場合、保険証と年金手帳両方の写しを提出してください

最終確認	
☐	すべての書類について記入漏れはありませんか